

## 道南地域（五稜郭・木古内間）第三セクター鉄道開業準備協議会設置要領

### （名称）

第1条 この協議会は、道南地域（五稜郭・木古内間）第三セクター鉄道開業準備協議会（以下「協議会」という。）という。

### （目的）

第2条 協議会は、北海道新幹線の開業に伴い、北海道旅客鉄道株式会社から経営分離される江差線（五稜郭・木古内間）（以下「並行在来線」という。）の経営分離後に運行する第三セクター鉄道の開業に関する基本的な事項について協議し、決定する。

### （所掌事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- （1）並行在来線の基本方針の策定に関する事
- （2）並行在来線の経営計画の策定に関する事
- （3）並行在来線の経営主体の設立準備に関する事
- （4）その他目的を達成するために必要な事項に関する事

### （組織）

第4条 協議会は、北海道及び並行在来線沿線市町の代表者をもって構成する。

### （役員）

- 第5条 協議会に座長を置く。
- 2 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。
  - 3 座長は、北海道とする。

### （会議の招集等）

- 第6条 協議会は、座長が招集し、これを主宰する。
- 2 座長は、必要に応じ、第4条の構成機関以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。
  - 3 構成員は、必要に応じ、代理者を出席させることができる。

### （幹事会）

- 第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、幹事会を設置する。
- 2 幹事会は、北海道、並行在来線沿線市町の担当課長をもって構成する。
  - 3 幹事会の座長は、北海道とする。

### （事務局）

第8条 事務局は、北海道総合政策部交通政策局交通企画課に置く。

### （その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### 附 則

- この要領は、平成24年5月23日から施行する。  
この要領は、平成25年4月1日から施行する。  
この要領は、平成26年4月1日から施行する。

〔参 考〕

協議会構成員

北海道知事、函館市長、北斗市長、木古内町長

幹事会構成員

北海道総合政策部交通政策局交通企画課地域交通・並行在来線担当課長  
北海道渡島総合振興局地域政策課新幹線推進室長  
函館市新幹線対策室次長  
北斗市総務部企画財政課長  
木古内町まちづくり新幹線課長